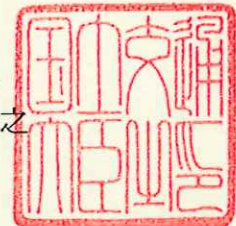


国海員第 4 3 7 号
令和 8 年 3 月 1 3 日

交通政策審議会
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
金子 恭之



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 0 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 5 1 0 号

特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令案及び省令案について

諮問理由

特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令及び省令を別紙のとおり制定することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令案及び省令案について

1. 背景

- 船員法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 32 号。以下「改正法」という。）による改正後の船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 73 条第 1 項では、これまで省令委任（※）されていた船員法第 60 条から第 69 条までの規定の適用を受けない漁船員の労働時間、休日及び定員に関する規範について、船舶所有者の遵守すべき事項を政令で定めることとされた。

※指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和 43 年運輸省令第 49 号）

- 上記を踏まえ、漁船員の労働時間、休日及び定員に関し船舶所有者の遵守すべき事項を定めるため、本政令及び同令の規定に基づく省令委任事項を定めることとする。

2. 政令及び省令の概要

- 以下の事項に関する規定を政令及び省令に定める（※は省令で定める事項）。

- ・ 1 日又は 1 週間の労働時間
- ・ 休日の付与及び休日手当
 - ※休日手当の額の算定方法
- ・ 1 日の休息時間
 - ※母船式漁業に係る休息時間の付与の方法等
- ・ 時間外、休日及び休息時間の労働
- ・ 割増手当
 - ※割増手当の額の算定方法
- ・ 記録簿の備置き等
 - ※記録簿の記載事項
- ・ 労働時間規制を遵守するために必要な定員の配乗
 - ※定員数以上の特定漁船員を乗り組ませることを要しない事由
- ・ 罰則（休日手当、割増手当又は定員の規定の違反に対し 6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金）

3. スケジュール（予定）

- | | |
|---|--------------------------------|
| 公 | 布：令和 8 年 4 月下旬（政令） |
| | 令和 8 年 5 月上旬（省令） |
| 施 | 行：令和 8 年 5 月 13 日（水）（改正法の施行の日） |